

## 松島町条件付一般競争入札実施基準

平成28年11月11日

松島町告示 第250号

(趣旨)

第1 松島町建設工事執行規則(昭和59年松島町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本町が工事請負契約の締結に当たって実施する条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 「条件付一般競争入札」とは、本町が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方法をいう。

(対象工事)

第3 条件付一般競争入札は、原則として設計価格200万円を超える工事を対象とする。ただし、令第167条及び第167条の2の規定に該当する場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第4 町長は、条件付一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、対象工事ごとに次の各号に掲げる事項のうち、町長が適当と認めるものを当該工事に係る入札参加資格として設定することができる。この場合において、当該工事に係る入札参加資格は、第6の規定による公告(以下「公告」という。)の日を基準として審査する。

- (1) 当該工事に対応する工種について、建設工事に係る一般(指名)競争入札参加資格申請により登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格条件に当てはまる区域内に、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所を有していること。
- (3) 建設工事入札参加業者等指名停止要領(平成6年松島町告示第65号)の定めによる措置要件に該当しないこと。
- (4) 対象工事ごとに定める法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果による基準を満たしていること。
- (5) 当該工事に法第26条の規定による技術者を配置できること。
- (6) 対象工事ごとに、当該工事と類似の施工実績(建設工事の元請負人(共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大のときに限る。)としての実績に限る。)があること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに特に必要と認める要件を満たしていること。

(入札参加資格条件の決定)

第5 第4に規定する個別の入札参加資格条件を設けるときは、対象工事を発注する課(所)長(以下「対象工事担当課長等」という。)の内申に基づき、第5第3項に定め

る松島町契約事務審査委員会（以下「委員会」という。）において審議し、決定する。

2 前項の内申は、入札参加条件設定調書（松島町建設工事執行規則取扱規程（平成19年松島町訓令第10号）第4条第2項で規定する様式第1号。）によるものとする。

3 委員会の組織及び運営方法は、松島町契約事務審査委員会設置規程（平成14年松島町訓令第6号）に定める。

（入札の公告）

第6 町長は、第5の規定により当該工事に係る入札参加資格を設定したときは、規則第6条の規定により対象工事ごとに公告するものとする。

2 公告は、松島町役場前掲示場に掲示することにより行うものとする。なお、公告の写しを松島町ホームページに掲載する。

（入札参加申請等）

第7 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、公告において指定する日までに、町長に対し、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について委員会の審査を受けなければならない。

2 前項の一般競争入札参加資格確認申請書には、次の各号に掲げる書類のうち、公告において指定するものを添付しなければならない。

（1）建設業の許可書の写し

（2）類似工事の工事経歴書（様式第2号）

（3）配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）

（4）経営事項審査結果通知書の写し

（入札参加申請者への審査結果の通知等）

第8 町長は、第7第1項の審査の結果、入札参加資格を有するとした者については、通知を省略することができる。ただし、入札参加資格を有しないとした者については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第9 当該工事に係る入札参加資格を有するとされた者（以下「入札参加資格者」という。）は、公告の日の翌日から入札の日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの理由に該当することとなったときは、当該工事に係る入札に参加することができないものとする。

（1）第4に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。

（2）一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。

（入札参加資格の喪失の通知）

第10 町長は、第9の規定により入札参加資格の喪失の通知をするときは、一般競争入札参加資格喪失通知書（様式第5号）にその理由を付して、当該入札参加資格者に対し、速やかに通知しなければならない。

（設計図書等の閲覧）

第11 対象工事の仕様書、図書等（以下「設計図書等」という。）は、公告の日から入札の日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 入札参加資格者は、公告の日から前日まで、設計図書等を複写することができるもの

とする。

3 入札参加資格者は、設計図書等に対して質問があるときは、公告の日から入札の日の7日前までに、設計図書等に対する質問回答書（松島町建設工事執行規則取扱規程（平成19年松島町訓令第10号）第8条第2項で規定する様式第2号。以下「質問回答書」という。）を対象工事担当課長等に提出するものとする。

4 対象工事担当課長等は、前項の質問回答書を受理したときは、当該質問回答書に回答を記載し、入札の日の3日前から前日まで閲覧に供するものとする。ただし、当該質問回答書の質問業者名は公表しない。

（落札業者等の決定）

第12 令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行うときは、1回に限りこれを行うことができる。

2 再度の入札の結果、落札者が決定しなかったときは、随意契約により契約を締結することができるものとする。

3 調査基準価格を設けた工事にあつては、最低の入札価格が当該調査基準価格を下回る場合は、入札を保留し、委員会において審議の上、落札者を決定するものとする。

（その他）

第13 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年11月11日より施行する。